

### 第3回府中市特別支援教育協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年6月1日(水) 9時30分～10時45分
- 2 場 所 府中市立教育センター2階第2会議室
- 3 出席者(敬称略)
  - (1) 委員8名  
忍足 留理子、堀越 新一、島田 文江、神谷 出、重山 直毅、  
藤咲 孝臣、山口 真佐子、羽鳥 ひとみ  
※森嶋 正行委員、伊藤 淳委員、堀内省剛委員は欠席
  - (2) 事務局6名  
隅田 登志意(教育部副参事兼指導室長)、菅原 尚志(指導室統括指導主事)、  
濱田 昌也(指導室統括指導主事)、林 由佳子(指導室指導主事)、中尾 友昭  
(指導室指導主事)、山崎 智央(特別支援教育推進担当主査)
- 4 開会
  - ・教育部副参事挨拶
  - ・委員自己紹介
  - ・職員自己紹介
- 5 第2回議事録について  
第2回議事録の案が確認され、公開することが了承された。
- 6 協議事項「府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画(素案)」

【委員長】 それでは次第の3、協議事項に入っていきたいと思う。事務局から協議事項についての説明をお願いします。

【事務局】 それでは事務局から資料2、資料3の概要を説明させていただく。資料2をご覧ください。こちらは府中市特別支援教育推進計画における取組等の第4次と第3次の新旧を確認するためにまとめた資料となる。素案における基本的な考え方としては第3次推進計画との連続性、整合性を図るため、基本理念、並びに方向性につきましては、第3次に掲げられているものを、第4次においても引き続き継続していきたく考えている。上段にはその基本理念を、その下の表については、表の左側から、3つの方向性、その右側に方向性の下にぶらさがる取組を記載しており、さらにその右側に第4次と第3次を対照して載せている。赤字で記載している部分については第3次から変更しているものとなる。続いて、資料3をご覧ください。こちらは資料2と同じく府中市特別支援教育推進計画における第4次と第3次の新旧を確認するもので、こちらは計画の具体的な内容について記載している。資料の見方については、表の左側が新で、これから策定する第4次計画の素案となる。その右側が旧で、第3次における記載内容であり、新旧が対照できるように記載している。表の一番右側は備考欄となり、それぞれの変更理由や留意点を記載している。資料の概要の説明は以上となる。

【委員長】 ただいま、資料2、3の概要について事務局より説明があった。今後の

進め方について、皆様に伺わせていただく。この資料の詳細、より1つ1つについて詳しいご説明をいただきたいところではあるが、時間の関係もあり手際よく進めていくために、取組ごとに区切って皆さんからご意見を頂戴し、ご質問等も受けて事務局からお答えいただくといった形で進めさせていただきたく思うがよろしいか。

それでは、異議もないため、そのように進めさせていただく。資料の説明について、事務局から願います。

**【事務局】**資料3をご覧ください。はじめに第1章、第4次推進計画の概要の変更点について説明する。第3次においては府中市学校教育プランとして市の基本計画があったが、基本的には府中市総合計画があり、そのあとに学校教育プランという流れとなっているため、順序を入れ替えている。

続いて2ページをご覧ください。上段、東京都特別支援教育推進計画となる。こちらは令和4年3月に策定されたものを記載している。続いて、(4)学習指導要領の実施は第3次と変更はない。続いて3ページをご覧ください。ギガスクール構想、そして中央教育審議会答申が出されており、新たに(5)(6)は新規に追加している。続いて旧の(5)、特別支援教育をめぐる近年の動きの部分。新規で医療的なケアを追加したほか、全て項立てをして説明を入れている。続いて4ページをご覧ください。2の推進計画の目的等、こちらは3次から引き続き継続している。5ページをご覧ください。3の推進計画の基本的な考え方について、基本的な考え方に変わりはないが、新の「そのため」以降、ライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、という文章がある。こちらは令和7年度に児童発達支援センター(仮称)設置に伴い、切れ目のない支援を行うということで文言を追加している。以上、1章についての変更点の説明となる。

**【委員長】**ただいま事務局より、1章についての説明があった。質問はあるか。

**【委員長】**いますぐに、質問ということでもなくとも、進めていく中で疑問に思うところもあるかと思う。その時点で出していただければと思う。

第3次学校教育プランを受けて、その中で、特別支援教育の推進にあたっては、ICTやギガスクール構想といった取組であるとか、特別支援教育の充実の中で医療的ケア児を受け入れていく体制を整えていくという話があったが、ポイントとなるところが何点かあったかと思う。ご意見、ご質問いかがか。

ないようであるため、第2章の説明をお願いします。

**【事務局】**第2章について説明をさせていただく。まず、方向性I小中学校における取組について。通常の学級における特別支援教育の充実。ア 人権教育の一層の推進の考え方に変更はない。市の学校教育プランを踏まえ、文言等を修正している。また、オリンピック・パラリンピック教育については、未来につなげる府中2020レガシーということで府中市版を追記している。6ページをご覧ください。第3次推進計画では、個に応じた指導のさらなる充実として、支援員等を活用して指導の充実を図るとされていたが、人的配置のみならず学校生活支援シートや個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めることと、文言を修正している。また、支援レベル2の人的支援の活用については、支援レベル1におい

て学校における指導内容、方法と結果を十分に評価して、必要な支援の在り方を検討していくということで文言を追加している。さらに、第3次における「また」以降の文だが、指導方法の工夫・改善を図ります、に関してはこれから述べさせていただく新のウに移行している。続きましてウの学習環境の改善と整理。こちらは第3次のユニバーサルデザインに基づく指導と学級づくり、カの特別支援教育におけるICT機器の活用等も総括して記載している。学習環境の改善と整理のところにおいては、ICT機器の活用や教室環境の改善、また、拡大表示や白黒反転であったりといったデジタル教材の導入の検討を明記にしている。続いてエの校内委員会のさらなる充実が第3次に続き再掲となっている。7ページをご覧いただきたい。第3次のキの交流及び共同学習の推進においては第4次においては副籍交流の推進を追記している。また、第1回第2回の協議会の中で課題としてあげられていた学校行事での交流がメインとなってしまっているといったところから学校行事での交流にとどまらず教科領域等における交流及び共同学習を推進することを追記している。また、コロナ対応であるが、なかなか交流ができないといったこともあったため1人1台端末等の活用ということも検討をしていくことで文言を追加している。カの小中連携一貫教育における取組の充実は、基本的な考え方は第3次を引き継いでいる。以上までが、取組1の説明となる。

**【委員長】** 第2章、特別支援教育支援策の方向性と取組の方向性 I 小中学校における取組の取組1、通常の学級における特別支援教育の充実という概要についてご説明をいただいた。質問や意見のある委員はよろしくお願ひしたい。

**【委員】** イの通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実について、おそらく今後通常の学級における配慮を要する児童生徒は増えていくだろうと考えている。その際の在り方として、ここには個別指導計画の作成と活用がメインとなっているようであるが、それ以外に何か支援の充実、支援の体制をお考えのところがあればある程度記載をしておいた方がよろしいかと思うが事務局の考えはいかがか。また、これはあくまで参考までとなるが、ウのユニバーサルデザインの視点からの授業改善のところ、このユニバーサルデザインというのは例えばどのようなイメージを事務局が持たれているのか聞かせていただければと思う。

**【委員長】** 2点質問があった。事務局からの回答をお願いする。

**【事務局】** 支援の充実においては前提となる学校生活支援シート、そして個別指導計画に基づく指導の充実、の明記をさせていただいているが指導をする中で必要な人的配置・人的支援も必要となってくると思うため、個別の状況においてしっかりと対応・支援していければと考えている。ユニバーサルデザインに基づく指導と学級づくりについては、板書の構造化や発問の工夫をし、東京都が掲げるユニバーサルデザインの授業づくりがあるため、具体的に明記をしていくことを考えている。

**【委員】** ユニバーサルデザインの方は基本的な考え方を具体的に示せば済む話かと思うため特に記載の必要もないかと思うが、イのところの支援の充実の人的な支

援も含めて、身体に様々なハンデを抱えている児童生徒が通常の学級に入ってくる場合も多くなってくると考えると、そうした児童生徒に対する支援も視野に入れながらこの表現を考えていただけるといいかなと思う。

**【委員長】**ほかの委員の皆様、これ以外で何かあるか。

ないようであれば、取組2に移らせていただく。ご説明を願う。

**【事務局】**7ページをご覧いただきたい。取組2の知的障害特別支援学級における指導の充実。第3次においてはアの教育課程の研究ならびにウの言語に関する能力の育成とあったが、こちらは全て教育課程内の話となるため、第4次においては知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実とさせていただき、しっかりとした教育課程を編成し指導するということが明記している。その中でも適切な教科書と教材を組み合わせて、適切なもの、そして教科的な指導の充実、自立活動、各教科等を合わせた指導の充実を図ることを明記している。続いて、学習環境の改善と整理は、取組1の内容の再掲となる。8ページをご覧いただきたい。第3次においては、個別指導計画の活用とあったが、第4次では学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実に変更している。続けて、エの知的障害特別支援学級の適切な規模と配置においては、第1回第2回の協議会でもあったが、引き続きの検討をさせていただきたく考えており、そのままの記載となっている。続いて、オの異校種への指導の接続。1回目2回目の協議会の中で課題として挙げられた、小学校から中学校へのしっかりとした接続と情報連携を明確化している。カの交流及び共同学習、復籍交流の推進については再掲となっている。以上となる。

**【委員長】**では取組2についてご質問、ご意見ある方はいかがか。

**【委員】**8ページのエの知的障害特別支援学級の適切な規模と配置、第1次第2次も同じことが書かれていたが、児童生徒数の状況に応じてとは具体的に何人になったらといった基準を設けているのか、どれくらい検討されているのか。気になっている保護者が何名かおり、今は特別支援学級の小学校に通うために片道50分かかるお子さんもいて、そうすると低学年の子どもとかは学級についての時点で疲れてしまって、自分の学区内に特別支援学級があればいいのにといった声が多数保護者から挙がってきている。どの程度検討されているのか知りたいと言っている方がけっこういて、お聞きしたい。

**【委員長】**事務局、お願いしたい。

**【事務局】**特別支援学級の設置に関しては、今年特別支援教室の拠点校を増設したが、それに比べるとやはり手続きの面では簡単ではないということは都の方でも確認している。増設に当たってはまず東京都ともしっかりと連絡しながら進めていかなければならないことは確認しているが、何人になれば増やさなければならぬという基準もなく、今設置している学校とそれぞれに学区を設定しているが、通学における課題であるとかそういったものを十分検討したうえで考えていかなければならないとは思っている。昨年、そういった増設にあたっての進め方等は確認はしているが、具体的な検討までは至っていない。

**【委員】**わかりました。結構です。

【委員長】ほかに何かあるか。

【委員】今と同じところ。最後に第3次、第4次のところにも書いてあるが自閉症・情緒障害特別支援学級設置の検討はどの程度進んでいるのか。教えていただきたい。

【委員長】事務局からの回答を。

【事務局】現時点においては、特別支援教室で指導をしていくという話で進んでいる。しかし、情緒障害等があり、なかなか特別支援教室での支援だけでは足りないというご意見があることも承知している。そういったところも総合的に踏まえ、設置について引き続き検討と示している。現時点では特別支援教室での指導の充実ということで考えている。

【委員長】ほかに何かあるか。

【委員】また7ページの指導内容・方法の充実といったところも、自立活動については科目を教科としては設定しないので、こういう書き方をしている誤解を生まれないのか、書くにしても後ろにしたほうがいい。教科の中でという表現になるのではないか。

【事務局】適切な表現を検討する。

【委員長】ほかに何かあるか。

【委員】8ページの異校種への指導の接続のところ、学校間の連携を密にしとあるが、具体的に何を行っていくのか。

【事務局】やはり学校生活支援シートや個別指導計画の作成している子供についてはそのまま指導をしっかり引き継げるように、中学校には、保護者の了解も得ながら引き継ぎが必要かなと思う。ケースとしては小学校の時に特別支援教室に通っていたが、中学校になったら入室しないという子に対して、十分に情報連携がとれていないケースが見られた。しっかりとそうしたところが引き継がれるように個別の支援計画・指導計画が保護者の了承も得ながらしっかりと中学校にも引き継いでいくということで、新たに記載させていただいた。

【委員長】通常学級の中における問題を明確にする。そうした意味でも個別指導計画の作成を充実させていく必要があるということになる。

【委員】いまの件に関して、どこで話をすればよいかわからなかったのだが、第3次の推進計画の検討段階のところ、小と中の個別の支援計画、いわゆる小中で呼んでいる学校生活支援シートの接続の問題は確かに出てきてはいたが、それ以前の就学前の段階でのちゅうファイルと呼ばれる個別の支援計画の小学校との接続が非常に難しいし、名前が変わってしまうところとか、福祉の方は福祉の方で使っているし小中は小中である程度つくるしといったちぐはぐ感をなくして切れ目のない支援を行っていった方がいいだろうという話が第3次のところで既に出ていたかと思うが、この表現だと、ここまで就学前のファクターが入ってこないがこれはどのように考えればよろしいか。

【事務局】後の方向性の3のところ、ちゅうファイルについては書かせていただいている。内容としてはちゅうファイルが有効に小学校にも引き継がれていくように、ちゅうファイルの在り方についても検討していく必要があることを書かせて

いただいている。こちらについては、現在教育部と障害者福祉課も連携を図りながら、ちゅうファイルの在り方についても検討していこう、つまり学校が作っているものと保護者が持っているちゅうファイルがしっかりと連携していき、保護者にも学校にも負担がない、一貫した環境がつかれるようにと現在検討している。後ほどご説明させていただく。

**【委員】** もう1点だけ。新たに項目を起こすことになるかもしれないが、知的障害特別支援学級の児童生徒、異校種ではなく関係機関との連携というところも視野に入れられるといいのではないかと思う。具体的には医療であったりとか、あるいは関係機関として入れるか適切かどうかは別にしても、特別支援学校であったり、そことの連携といった表記が必要かと思うがいかがか。

**【事務局】** 第4回協議会に向けて検討していきたく思う。

**【委員長】** ほかにあるか。特になければ取組3以降へ進めさせていただく。

**【事務局】** 続いて取組3 特別支援教室における指導の充実。第3次においては、アの小学校特別支援教室の充実、イの中学校への特別支援教室の設置とあったが、令和4年度に拠点校等を増やすということも踏まえて、一括してアの特別支援教室の指導内容・方法の充実と改めている。その中でも特に退室を見据えた指導目標、指導目標に対する評価、そして1人1人の障害の状態に合った適正な教育課程の編成、さらには指導内容・方法・個別指導の充実等を明記している。9ページをご覧ください。第3次の通常の学級との連携だが、何の連携なのかということ明記するために、第4次では在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実と名称を変更しており、役割を追記している。第4次のウの学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実は再掲で、エの異校種への指導の接続も再掲となる。最後に、オの特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底となる。東京都のガイドラインの改訂に伴い、改訂の必要性を明記させていただいている。また、ガイドラインの周知徹底がされていないという課題を受け、周知徹底という文言を追記している。

**【委員長】** 内容が明確に示されているかと思うが、ご質問、ご意見いかがか。

**【委員】** 拠点校が増えたことで、指導日数が減った実態があるのではないか。空いている指導時間が少なく、新規に入りたい人が入りにくくなった学校がでており、そのような課題が新しく出てきていると思う。

**【委員長】** その点につきましては、事務局で受け止めていただき、ご検討いただきたく思う。ほかにあるか。ないようであるため、取組4の説明をお願いします。

**【事務局】** 取組4、通級指導学級における指導の充実。アの通級指導学級の指導内容・方法の充実は名称を変更したのみであり、内容に変更はない。10ページをご覧ください。イの学校生活支援シート、ウの学習環境の改善と整備についても、方向性1の取組2の内容の再掲となる。第3次の担当教員への支援の中の、教員の指導力向上を図ります、に関しては、内容がこちらではなく、第4次では取組5に移行している。以上となる。

**【委員長】** 取組4について質問・ご意見があればお願いします。ないようであるため、取組5に進める。

【事務局】取組 5、特別支援教育に関する専門性の向上となる。第 4 次、アの全ての教職員の特別支援教育に関する理解促進を明記している。合理的配慮支援員や特別支援学級補助員等の支援員も含んだ教職員一人一人のしっかりとした特別支援教育に関する理解促進に努めてまいりたいということで方向性を示している。続いて、イは通常の学級の教員。そしてウは各学級・教室等における専門性の向上について明記している。こちらについては、特別支援学校のセンター的機能であったり、言語聴覚士や学識経験者などの専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図ることを明記している。

【委員長】取組 5、特別支援教育に関する専門性の向上について説明があった。ご質問・ご意見があればお願いします。ないようであるため、方向性Ⅱに移る。事務局、説明をお願いします。

【事務局】方向性Ⅱは、特別支援教育を推進する体制の整備・充実となる。取組 1 は教育相談体制の整備・充実で、11 ページをご覧いただきたい。第 3 次においては教育センターにおける教育相談体制、そしてイの巡回相談の充実とあったが、こちらは児童発達支援センター(仮称)の設置に伴い、教育相談体制の移行を今検討しているため教育センターという文言は外している。第 4 次のアの教育相談の充実においては、その機能とどのような支援を行うのかということ、そして巡回等について第 3 次のアとイを総括したものを記載している。続いて、第 3 次の学校、学級不適応への支援であるが、内容に変更はないが名称としてはその目的である重層的な支援体制の充実に変更している。新規にウを設置している。児童発達支援センター(仮称)における教育相談機能の整備と、教育と福祉が一体となった相談が実施できる環境整備を検討するということが記載をしている。以上となる。

【委員長】方向性Ⅱ、特別支援教育を推進する体制の整備・充実の取組 1、教育相談体制の整備・充実について説明いただいた。ご質問・ご意見があればお願いします。

【委員】イの重層的な支援体制の充実について、文章表現がこれでは誤解を生むのではないかと思う。学校に不適応を起こしている児童・生徒の支援に向けて、これは例えば不登校といったイメージだと思うが、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援に当たられるよう、初期段階での適切なアセスメントを行うため、巡回心理士やスクールソーシャルワーカー等の派遣と書かれているが、スクールソーシャルワーカーがアセスメントを行うケースもあるが具体的には関係諸機関に繋げていたりであるとか、あるいは家庭への支援に当たったりだとか様々な役割があるかと思うため、限定的に捉えられることがないように文章表現を変えられたらいかかと思う。

【事務局】第 4 回協議会に向けて適切な表現を検討していく。

【委員長】アセスメントには心理的なアセスメントもあるが、福祉的なアセスメントもあるため、そのあたりも加味しながら伝わりやすく説明できるようご配慮をいただければと思う。ほかに何かあるか。ないようであるため、取組 2 に移る。事務局、お願いします。

【事務局】 取組 2、就学相談の充実。まず、第 3 次の就学前相談の充実を、第 4 次ではアの児童発達支援センター(仮称)における就学前相談機能の整備としている。こちらは発達面、行動面、生活面において支援を必要とする就学前の子供、その育ちについての保護者の不安への支援として教育と福祉、保健等が連携した体制を整備して、多様な学びの場に関する理解啓発に努めることを新規で明記している。12 ページをご覧いただきたい。第 3 次の就学相談、転学相談の充実を第 4 次ではイの教育支援(就学相談、転学相談)の充実と名称を変更している。こちらの中ではガイダンスの充実、総合的な観点からの就学先の決定、そして継続的な支援(フォローアップ)、「学びの場」の固定ではなく柔軟な転学等の共通理解、引き続き学校が校内委員会における経過観察が必要な場合は本人及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めるという都の推進計画等を踏まえて修正している。続いて、ウの幼稚園、保育園等と連携した理解促進は、基本的な考え方は変更はないが就学前に相談を行っている幼児・園児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるように当該の幼稚園、保育園を巡回し、幼児園児のアセスメントを行うことを記載している。以上となる。

【委員長】 取組 2 についてご説明いただいた。ご質問・ご意見はいかがか。

【委員】 2 点伺う。1 点目、就学前相談機能の整備となっていて、前のものでは就学相談の充実となっていると説明があったが、具体的にどういうところが変わったのかももう少し説明していただければと思う。2 点目、12 ページの、保護者、学校に対して継続的な支援(フォローアップ)の充実を図りますとの記載がある。つまり就学相談の結果と異なる就学や、の部分である。具体的に、就学相談の結果と異なる就学となった場合、どのような継続的なフォローアップをいただけるのかというところをご説明いただきたい。

【委員長】 事務局、説明をお願いします。

【事務局】 これはあくまで計画の段階であるため、就学前相談の整備というのもこれからどのように整備していくかについては、これからの検討となる。児童発達支援センター(仮称)が完成し、そちらに教育の機能を入れていくことにより、どのように福祉と連携を図りながら学校に必要な情報を提供できるかというところをしっかりと協議していきたい。続いて、フォローアップの充実に関しても、議事録を見ると課題があったものととらえている。そのため、具体策については今後しっかりと検討させていただければと思う。

【委員】 児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援(フォローアップ)、これは保護者に対するフォローアップも含めているという理解で正しいか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員長】 ほかに何かあるか。

【委員】 同じところで、第 3 次では、引き続き心配や不安のある場合においては、学校訪問を行い、支援を一層充実させていきますと書かれており、今回も同じような文言でフォローアップの充実を図りますと書かれているが、第 3 次と第 4 次の違いはあるか。

【委員長】 事務局、説明をお願いします。



【事務局】 これまでの協議を踏まえると、第3次では支援を一層充実させていきま  
すと書いてありつつも、なかなか支援が十分にはできていなかったのではないかと  
いう課題が残されている。今回、引き続き同様の内容で記載するのは、しっか  
りとフォローアップ体制を組んでいくということで計画に位置付けさせていただ  
くという意味で、大きな変更はないが、市全体の計画として、しっかりと進め  
ていくということを明記したいということ。

【委員】 フォローアップ体制については、今までもお願いをしても十分なフォ  
ローアップ体制が整っていない実情があり、就学相談の結果と異なる就学をした  
子どもへの支援が重要である。文言的にあまり変わっていなかったため、もう一  
言踏み込んだ表現も検討してもらいたい。

【委員長】 ほかに何かあるか。ないようであるため、取組3に進む。事務局、説明  
をお願いします。

【事務局】 取組3、児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援となる。  
13 ページをご覧ください。新規にアの児童発達支援センター(仮称)における  
福祉と教育相談・教育支援の連携の充実を掲げている。教育と福祉の部門を総括  
し、教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・  
生徒等や保護者に寄り添った支援ができるようしっかりと連携していきたいと思  
う。続いてイの「ちゅうファイル」を活用した連携の充実となっている。ここ  
らについては先ほどご意見もあったが、しっかりとちゅうファイル、そして学校  
生活支援シートの連携が図られるように、関係部署と連携し活用しやすい環境を  
検討してまいりたいと思っている。こちらは、現在障害福祉課とも連携を図って  
いる。ちゅうファイルはちゅうファイルでやはり福祉に必要なファイルであり、  
学校は学校で作成しているもの、こちらが独立したものにならないようにつ  
かりと環境整備に努めていきたいと考えている。

【委員長】 では取組3についてご質問・ご意見いかがか。

【委員】 取組3だが、アとイが抽象的な表現になっているのではないか。書きづら  
いところもあるかとは思いますが、例えばイのちゅうファイルは今後も継続する。学  
校生活支援シートは小学校がつくる。そして、なるべく繋がりができるようにする。  
保護者の側からしても、就学前につくっているものが改めて小学校で作り直さ  
れて、同じものであったとしてもまた了解を取らなければならないという手間暇  
もあるかと思うし、逆に学校側も改めてつくらなければならないというところ  
でも負担感もあるため、本来であれば例えば中学校で言うところの学校生活支援シ  
ートは高校からの求めに応じて、保護者を通じてではあるが、そのまま提出する  
というケースもあるかと思うし、本来であればこれが幼小中高を通して個別の教  
育支援計画と言うわけであって、そこが繋がっていくためのものとしての教育支  
援計画ではないのかなと思うが。そこはやはり新たに作り直さなければならない  
という考え方になっているのか。

【事務局】 ちゅうファイルの持つ機能自体が、成育歴も含めて、医療にかかった内  
容も含めて記録されているものであり、幼保小中の連携性、一体化を図るとい  
うことがどのように進めればできるのか今後十分に検討が必要かとは思いますが、しっ

かりと学校や保護者の負担を軽減できるような環境を整備できればと考えている。

【委員長】学校と福祉の連携が必要である、という意見であったかと思う。引き続き他部署との連携を図っていただきながら、その辺についてのわかりやすさや保護者や学校の先生方の負担軽減の観点から検討していただくということによるしいか。

【委員】その説明からするとこの文章表現でよいのか疑問である。これはちゅうファイルと学校生活支援シートの連携と言えるものなのか。整合性というか、先ほどの統括の一体化という言葉も大変魅力的な表現かと思うが、このあとの記載で関係機関との連携という言葉も出てくるため、表現を変えられたらどうかと思う。

【委員長】文言についてのご意見であった。事務局には調整をお願いしたい。ほかに何かあるか。ないようであれば取組4、医療的ケア児への支援の充実に移る。事務局、願います。

【事務局】取組4、医療的ケア児への支援の充実。第1章にも追記した内容、そして法の施行に伴い、新規で追記している。イの関係機関等との連携ということで、放課後デイサービス等との連携も踏まえて取り組んでいくとのことで明記している。

【委員長】ご質問・ご意見いかがか。

【委員】イの関係機関との連携のところ、放課後デイサービスが非常に良い仕事をしているケースがけっこうある。放課後デイサービスは外部機関であるため、連携という言葉が適切であるかはわからないが、放課後デイサービスとのやり取りも今後重視するときがくるかなというところでは、特に文言等を加えるということではないが、視野に入れられるといいかなと思う。ここにきていろいろな児童・生徒が関わっているケースで有効な手立てを講じていただいているところも多いため、知っておいていただくとよいかと思う。

【委員長】事務局、いかがか。

【事務局】福祉の関わりについては、今年度から福祉の方でやっている、福祉の方が実際に学校現場に入って支援するという取組があるが、そういった支援が、実際に府中市内の小学校中学校で動きがあるため、そういったことがこのくくりに入れられるのかと感じた。

【委員】障害福祉課がおそらく放課後デイサービスの方々と、保護者と、連携しながら会議をやる場面もあったりするはず。そこに教育が全く入っていないという実態もあるため、なるべくそういうところに教育の関係の方々、指導室の方々、誰かが入っていただきながらその児童生徒の実態を関係機関とのやり取りの中から把握するというのもよいのではないかと。

【委員長】司会の立場ではあるが、アの医療的ケアに対する対応策の検討・実施というと、医療的ケア児に対して特別な対策を取るかのような印象を受けがちな表現に読めてしまう。医療的ケアの実施体制の整備という表現のほうがよいのではないかと思う。

続いて方向性Ⅲに進める。取組1、保護者、地域の特別支援教育の理解促進に

向けた取組の充実について、事務局、説明をお願いします。

**【事務局】** 方向性のⅢ、保護者、地域及び関係機関との連携だが、第3次において取組1と取組2が入り混じっており、その整合性も図るうえで取組名を変えさせていただいている。そのため、ここだけ特別に取組1と取組2を合わせて説明したいが、委員長、よろしいか。

**【委員長】** そのようにお願いします。

**【事務局】** まず取組1、第4次において特別支援教育の理解促進に向けた取組だが、まず対象を限定している。保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実である。アは特別支援教育に関する情報発信ということで名称を変更している。14ページをご覧ください。第3次、専門職員の派遣による研修等の充実においては、先に説明した取組5に移動している。続いてイの保護者等に対する研修会等の実施については、第3次においては取組2に明記しており基本的な考え方は変わらないが、啓発資料の配布や研修会等の開催をしっかりと検討していく。続いて取組2、関係機関との連携に名称を変更している。こちらについてはアの都立特別支援学校のセンター的機能の活用、そしてイの令和6年度に開設を予定している府中市児童発達支援センター(仮称)との連携ということでライフステージが変化しても途切れない支援を行うために教育と福祉の部門を総括し、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができるように関係部署と連携・調整を行うことを計画に位置付けている。以上となる。

**【委員長】** 取組1、取組2について説明をいただいた。ご質問・ご意見いかがか。

**【委員長】** ではここままで、今一度全体を通して何か言いたいことがあったらお願いします。よろしいか。

**【事務局】** ありがとうございます。ご意見いただいた内容については事務局で検討させていただき、修正、検討を重ねてまいりたい。6月中旬以降となるかと思うが事前に委員の皆様には読んでいただき、確認していただければと思う。事務局からは以上となる。

**【委員長】** それでは、様々なご意見をたくさん頂戴したが、委員の皆様もこのあと学校にお戻りになるかと思いますので、このあたりで終了とさせていただく。次第の4その他として、事務局にお戻りする。

**【事務局】** ご協議いただき、ありがとうございます。次回の開催については、7月中旬頃を予定したい。

**【委員長】** それでは、次回の開催は7月中旬頃、皆様ご予定を空けていただき参加いただけるようお願いする。以上で第3回府中市特別支援教育協議会を終了とする。